

最優秀答案

回答者 T. H

第1 甲の主張

1 本件措置は、甲の本件コミック本をコンビニエンスストアで販売し、発表する自由を侵害するものとして憲法21条1項に違反する。

2 甲の上記自由は、甲の思想等をコミックの形で本に記載して発表するものであるから、表現の自由として憲法21条1項により保障される。

3 本件措置により本件コミック本はコンビニエンスストアから撤去され、販売することができなくなっており、甲の自由は制約されている。

4 では、かかる制約は正当化されるか。その審査基準が問題となる。

まず、本件措置は内容が暴力団に関連するものに限定されている点で、内容規制であり、思想の自由市場をゆがめるおそれがあるものである。

規制態様としても、本件コミック本はコンビニエンスストアで売ることのみを想定しているものであることからすれば、事実上販売が不可能になるものであり、強度な規制といえる。

さらに、本件コミック本は甲の人生をコミック化したものであり、それを発売することは甲の人格を発展させることに役立つから、甲の自由は自己実現の価値を有する重要なものである。

これらの点を考慮すると、本件における審査基準は厳格審査基準が受当する。具体的には目的がやむにやまれぬものであり、手段が必要不可欠かつ必要最小限でなくては違憲である。

5 これを本件についてみる。

(1) まず、本件措置の目的は青少年が暴力団になることを防止し、もって健全な育成を図る点にある。かかる目的は青少年保護や社会の健全化の点からやむにやまれぬものであることは否定できない。

(2) もっとも本件コミック本を読むことと暴力団に憧れを抱き暴力団になることとのつながりは不明であり、本件措置は目的との関係で手段として適合性を欠く。したがって必要不可欠の手段とはいえない。

また、購入対象の年齢を確認して販売を制限したり、棚を別にしたり、コミック本にビニールをかぶせて中をみられないようにするなどの他のより制限的で

ない手段によっても目的を達成できるので、必要最小限の手段でもない。

(3) 以上より本件措置は甲の自由を不当に制限するものであるとして、憲法 21 条 1 項に反する。

第 2 反論

1 本件措置はコンビニエンスストアでの販売を制限するだけであるから、内容幅規制である。

また、本件コミック本はもっぱら娯楽を目的としているものであり、甲の自由は自己実現の価値とは関連が薄く要保護性が低い。さらに本件措置はコンビニエンスストアに協力を求めるだけであり罰則規定もない。インターネット等の他の手段で販売することは何ら制限しないことも考えると規制態様も穏やかである。

したがって、中間的な審査基準によるべきである。

2 本件措置の目的は重要である。また青少年が暴力団のことを知る機会は、このような本などがメインであるから、本件措置は目的との関係で効果があり、手段の適合性がある。また年齢確認や棚の区別では目的を達成するのに十分ではないから、手段の必要性も認められる。したがって目的と手段に実質的関連性がある。

よって合憲である。

第 3 私見

1 甲の主張する自由が憲法 21 条 1 項で保障されること、かかる自由が本件措置によって制約されていることについては争いがない。

2 では、かかる制約は正当化されるか。その審査基準が問題となる。

(1) まず、本件措置は、確かにコンビニエンスストアという場所での販売を制限しているのみであるが、暴力団を美化、擁護するような内容である書籍であることが本質的な基準であると評価するべきであり、内容規制である。内容規制は思想の自由市場をゆがめるおそれがあり、また権力の恣意的規制にもつながるので慎重であるべきである。

(2) 本件措置は確かにコンビニエンスストアの協力を求めるだけであるし罰則の定めはないが、コンビニエンスストアを経営するには警察との協力が欠かせないことからすれば、コンビニエンスストア側からすれば事実上の強制であるといえる。また本件コミック本は他の販売経路がないことも考慮すると、規制

態様は強度である。

(3) また本件コミックは、娯楽作品の面もあるが、甲の自伝的内容でもあり、甲の人格的成長に資するので、甲の自由は自己実現の価値を有する重要なものである。

(4) 以上から審査基準は厳格審査基準によるべきである。

3 (1) まず、手段目的は甲の主張通りやむにやまれぬものである。

(2) しかし、暴力団にあこがれを抱くことと、本件コミックの関連は証明されているとはいえないし、また現代では本件コミック以外にもインターネット等で暴力団の情報が手に入ることからすれば、本件措置は目的との関係で効果がなく必要不可欠ではない。

またタバコ等の販売も年齢制限で効果をあげている以上、本件コミック本についても別異に解する必要はないから、本件措置は過度な手段であり、必要最小限の手段でもない。

(3) 以上より、本件措置は憲法 21 条 1 項に反する。

以上